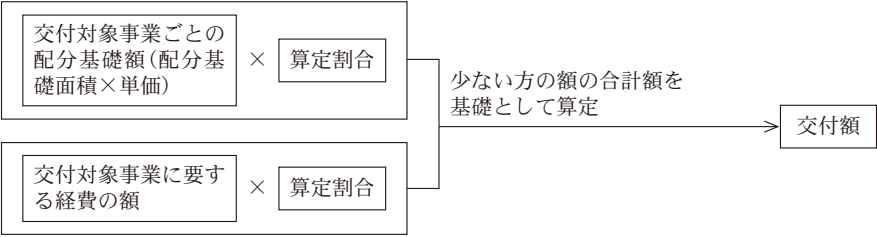


交付要綱によれば、学校施設環境改善交付金交付要綱(平成23年文部科学大臣裁定)の規定を準用するなどして交付金の交付額を算定することとされている。そして、交付金の交付額は、学校施設環境改善交付金交付要綱等に基づき、交付対象事業ごとに文部科学大臣が定める方法により算出した配分基礎額に交付対象事業の種別に応じて同大臣が定める割合(以下「算定割合」という。)を乗ずるなどして得た額と、交付対象事業に要する経費の額に算定割合を乗じて得た額のうち、少ない方の額の合計額を基礎として算定することとなっている。このうち、配分基礎額については、配分基礎額を算定する際の基礎となる面積(以下「配分基礎面積」という。)を算定して、これに交付対象事業の種別に応じて定められた単価を乗ずるなどの方法により算定することとなっている(次式参照)。

(交付額の算定式)



大規模改造(質的整備)事業における配分基礎額等については、「学校施設環境改善交付金の配分基礎額の算定方法等について」(令和2年文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長通知)によることとなっており、大規模改造(質的整備)事業として実施する工事のうち、トイレ改修工事に係る配分基礎面積は、改修工事を実施する部分の床面積の計とすることとなっている。

本院が、同県及び同県の9市町村において会計実地検査を行ったところ、1市において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者	間接補助事業者 (事業主体)	年度	交付金の交付額	不当と認める 交付金の交付額	摘要
(51) 文部科学 本省	沖縄県	糸満市	2、3	千円 54,094	千円 22,449	適正な配分基礎面積を超える面積により配分基礎額を算定していたもの

糸満市は、令和2、3両年度に、喜屋武小学校の大規模改造(質的整備)事業等14事業を実施して、交付金54,094,000円の交付を受けていた。

同市は、14事業のうち、同小学校の大規模改造(質的整備)事業等9事業においてトイレ改修工事を実施するに当たり、配分基礎面積は計2,410㎡であるとしていた。

しかし、上記の2,410㎡には、改修工事を実施していない部分の床面積が含まれており、トイレ改修工事に係る適正な配分基礎面積は、この床面積を除いた計143㎡となる。

したがって、適正な配分基礎面積に基づく配分基礎額により交付金の交付額を算定すると31,645,000円となることから、交付金22,449,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において交付金の交付額の算定方法についての理解が十分でなかったこと、同県において同市から提出された実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(5) 文化資源活用事業費補助金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 2,071,000円

文化資源活用事業費補助金(文化財多言語解説整備事業)は、文化財に関する先進的、高次元な多言

語解説を整備し、訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させることなどを目的として、補助事業を行う者に対して、事業に要する経費の一部を国が補助するものである。

文化資源活用事業費補助金(文化財多言語解説整備事業)交付要綱(平成30年文化庁長官決定。以下「交付要綱」という。)等によれば、補助事業の補助対象経費は、国指定等文化財に関する先進的、高次元な技術を利用した多言語解説を行うためのコンテンツ制作に係る経費とされている。

補助事業においては、事業主体が補助の対象となるコンテンツ制作に係る業務を外注する場合には、これに係る消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)額に相当する額(以下「消費税相当額」という。)が補助対象経費に含まれる。そして、事業主体が消費税の課税事業者であれば当該外注は課税仕入れに該当することから、確定申告の際に課税売上高に対する消費税額から当該外注に係る消費税額を仕入税額控除した場合には、事業主体はこれに係る消費税額を実質的に負担していないことになる。このため、交付要綱において、消費税の課税事業者である事業主体は、補助事業完了後に消費税の確定申告により仕入税額控除した消費税額に係る国庫補助金相当額が確定した場合には、その額を速やかに都道府県に報告し、当該金額を返還しなければならないこととなっている。

(注1) 仕入税額控除 課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除すること

本院が、2府県、5市町、29法人等計36事業主体において会計実地検査を行ったところ、1事業主体において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

	部 局 等	補助事業者 (事業主体)	補 助 事 業	年 度	補助対象 経費	左に対する 国庫補助 金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
(52)	鹿児島県	一般財団法人 産業遺産 国民会議	文化財多言 語解説整備	2	千円 29,196	千円 22,773	千円 2,654	千円 2,071	仕入税額控 除した消費 税額に係る 国庫補助金 相当額の報 告及び返還 を行ってい なかったも の

一般財団法人産業遺産国民会議は、令和2年度に「[明治日本の産業革命遺産]スマートフォンアプリを活用した多言語案内整備事業」を実施していた。そして、本件補助事業の補助対象経費には、外注により実施したAR機能^(注2)を搭載したガイドマップの作成等のコンテンツ制作に係る消費税相当額が含まれていた。

しかし、同法人は、補助事業完了後の消費税の確定申告の際に、本件補助事業の補助対象経費に係る消費税額2,654,215円を仕入税額控除していたのに、これに係る国庫補助金相当額2,071,000円について報告及び返還を行っておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において補助事業における消費税の取扱いに対する理解が十分でなかったこと、鹿児島県において補助事業における消費税の取扱いについての指導及び審査が十分でなかったことによると認められる。

(注2) AR Augmented Reality の略。拡張現実

(6) 義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの

8件 不当と認める国庫補助金 34,402,684円

義務教育費国庫負担金(以下「負担金」という。)は、義務教育費国庫負担法(昭和27年法律第303号)に基づき、義務教育について、義務教育無償の原則にのっとり、国が必要な経費を負担することによって教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ることを目的として、国が都道府県又は政令指定都市